

内閣府政策統括官（重要土地担当） 任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（重要土地担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（主査付（政策統括官（重要土地担当）付参事官（生活関連施設担当）付）） （係員クラス）

2. 募集人員

1名

3. 職務内容

政策統括官（重要土地担当）は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）に基づく注視区域の指定及び調査等に関する業務を行っています。

今回募集する方には、以下の業務を担っていただきます。

- （1）重要土地等調査法に基づき収集した公簿情報や届出情報を一元管理するシステムに関して、システムの運用、データの整備、機能に関する調査、委託業者との連絡調整等を行う。
- （2）次期システム開発のための調達に係る事務を行うとともに、開発業務においては委託業者との連絡調整等を行う。
- （3）収集した公募情報や届出情報に基づいて、土地等の利用の状況について、上記システムを用いてデータの整合性の確認を行う。

4. 応募要件

以下の（1）から（3）までのすべてに該当する方

- （1）国及び関係機関（国立研究開発法人、国立大学法人等）、地方自治体、学校法人又は民間企業等において、①②③の経歴を通算して5年以上従事した経験を有し、業務内容に関する専門的知識を有すると判断できること（特に国に関連した業務の経験があることが望ましい）
 - ①情報システムの運用並びに機能に関する調査
 - ②システム関係担当部署等の連絡調整
 - ③情報セキュリティに関する業務
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定以上の事務調整能力（文書作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること（特に契約関係の企画立案、執行管理、報告書の確認、積算

- に従事した経験を有し、現在も実務として実施可能であることが望ましい)
(3) 心身ともに健康で、任期中、継続して勤務が可能なこと

ただし、以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法適用

8. 雇用期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

※ 業務の進捗状況等により、採用日から5年を超えない範囲内で必要に応じ任期の更新もあり得ます。

9. 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

内閣府政策統括官（重要土地担当）

（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング内）

1 1. 応募方法等

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販のもので可。6か月以内に撮影した顔写真添付、日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

イ 志望理由（A 4 横書き、1,000字程度）

ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職種の期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等） 1 通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各 1 通とする。）

※ 応募書類の返却はいたしません（責任廃棄）。

オ 戸籍謄本 1 通（発行日から 3 か月以内のもの）

但し、採用が内定した後の提出で差し支えないものとする。

(2) 提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「任期付職員募集書類在中」と記載）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣府政策統括官（重要土地担当）庶務担当

（※勤務地と応募書類提出先の住所が異なりますので、ご注意ください。）

(4) 応募締切

令和 7 年 6 月 20 日（金）郵送必着（持ち込み不可）

(5) その他

ア 戸籍謄本は、採用予定者の日本国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。

イ 提出いただいた応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

ウ 応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

1 2. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。

※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

1 3. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（重要土地担当） 庶務担当 稲田、小野

電話 03-6807-3408

1 4. その他

(1) 応募の秘密については、厳守致します。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用内定後、戸籍謄本、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

※ 在職証明書が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので、ご注意ください。また、卒業証明書、在職証明書を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている卒業証明書、在職証明書があった場合には、採用内定が取り消される場合があります。

(4) 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。